別紙２

**企画提案書**

回答に関して

①回答欄は適宜、調整してください。

②回答の際は、以下の書式でなくとも内容が分かるものであれば構いません。

（例）別紙パンフレット参照、前問（〇）にて回答済み、など

１．事業者概要（令和４年１１月１日現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名（商号） | 　 |
| 事業所（法人）所在地 | 　 |
| 電話番号 | 　 |
| 従業員数　　　　　（事業主を含めず） | 　　　　　　　　人 |
| 業務内容 | 　 |
| 沿革及び業務実績 | 　 |
| 配食業務実績 | 　 |
| 備考 |  |

備考欄には、配達等の業務を第三者に委託することを予定している場合に再委託事業者に関する情報を記載してください。

* １事業者概要に記載の事業者が、フランチャイズ事業におけるフランチャイジーとして

配食サービスを行う場合、フランチャイザーである法人本部の概要を以下に記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 本社所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| 業務内容 |  |
| 沿革及び業務実績 |  |

２．お弁当の提案について

提供予定のお弁当の種類と価格について、すべて記載してください。

価格について、委託料単価（＠400円）は含めないこと。

|  |
| --- |
|  |

次項に続く

３．体制に関して、以下の設問に回答してください。必要に応じて写真を添付していただいても構いません。写真を添付する場合には、審査の際に複製を作製する都合上、webデータを使用してください。

（１）①調理・配達に係る工程について、人員・責任者の配置やタイムスケジュール等も含めて具体的に記載してください。作業の様子が分かる写真（調理施設、配膳の様子等）があれば添付してください。

|  |
| --- |
|  |

（１）②事業所の事務体制について、人員・責任者の配置や業務分担等の詳細を記載してください。

|  |
| --- |
|  |

（2）個人情報の取り扱いについて記載してください。

|  |
| --- |
|  |

（3）業務に際して行っている衛生管理について記載してください。

|  |
| --- |
|  |

（4）配達の際に利用者が不在であった場合の対応を記載してください。

|  |
| --- |
|  |

（5）配達の際に利用者に異常がみられる場合はどのような対応を取るか、記載してください。

|  |
| --- |
|  |

（6）①災害（地震・台風など）発生時の対応について記載してください。

|  |
| --- |
|  |

（6）②万が一、利用者に食中毒の症状が発生した場合の対応について記載してください。

|  |
| --- |
|  |

（7）職員に対して高齢者の方への接し方に関する研修はありますか。

　　 実施している場合には内容を記載してください。

|  |
| --- |
|  |

（8）利用者から苦情があった場合、迅速な対応が求められますがどのように対応しますか。

|  |
| --- |
|  |

（9）配食事業において環境への負荷を減らす取り組みがあれば、記載してください。

|  |
| --- |
|  |

（10）従業員が働きやすい環境づくりとして、何か取り組んでいることがあれば記載してください。

|  |
| --- |
|  |

（11）国立市内に調理、又は配達拠点はありますか。ある場合には拠点の住所を記載してください。

|  |
| --- |
|  |

（12）これまでに高齢者向け配食業務は何年間、経験がありますか。

|  |
| --- |
|  |

（13）国立市、及び他の自治体から高齢者配食業務の委託実績があれば記入してください。

|  |
| --- |
|  |

（14）65歳以上の高齢者又はしょうがいしゃの雇用をしていますか。雇用している場合にはどのような業務に従事しているか、記入してください。しょうがいしゃの定義についてはＰ15参考資料を確認し、どのような障害かも分かるよう、記入してください。

|  |
| --- |
|  |

（15）国立市内における配達可能範囲を記載してください（例：市内全域、北・西地区のみ等）。

|  |
| --- |
|  |

（16）配達曜日について、土・日・祝日の配達は可能ですか。また、年末年始の配達は可能ですか。

|  |
| --- |
|  |

（17）仕様書に準じた朝食の配達は可能ですか。仮に今後昼食を実施する場合、仕様書に準ずる方法で11時～13時に配達することは可能ですか。

|  |
| --- |
|  |

（次項に続く）

４食事内容に関して、以下の設問に回答してください。必要に応じて写真を添付していただいても構いません。写真を添付する場合には、審査の際に複製を作製する都合上、webデータを使用してください。

（1）摂食、嚥下、アレルギー等への対応はどのようなことを行っていますか。

|  |
| --- |
|  |

（2）食事療養への対応（栄養素をコントロールしたもの等）はどのような対応がありますか。

|  |
| --- |
|  |

（3）献立について、高齢者の方が飽きないような工夫があればご記入ください。

|  |
| --- |
|  |

（4）提供する食事に季節感を意識したものはありますか。ある場合には具体例を挙げてください。

|  |
| --- |
|  |

（5）高齢者の方が好むような内容にするための工夫があればご記入ください。

|  |
| --- |
|  |

（6）普通食の価格設定の内、食材費・人件費・見守りに係る経費・運搬費・その他の経費（法人の利益等）はそれぞれいくらか、各費用の積算根拠と併せて記入してください。記入の際は合計金額が普通食1食の価格となるようにしてください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費の内容 | 金額 | 積算根拠 |
| １．食材料費 | 円 |  |
| ２．調理費 | 円 |  |
| ３．配達・見守りに係る経費 | 円 |  |
| ４．その他経費（事業者の利益を含む。） | 円 |  |
| 合計 |  |  |

＜備考＞ |

（7）実際に提供されるメニューについて、「筑前煮」をメニューに含めた弁当の画像を添付してください。画像は加工せず（余白等のトリミングを除く）、真上から撮影したものとします。あわせて、盛り付けや彩りに工夫をしている点があれば記入してください。

|  |
| --- |
|  |

（8）使用する食材のうち、多摩産食材の使用はありますか。使用している場合は概ねどの程度の頻度でメニューに取り入れていますか。

|  |
| --- |
|  |

（9）これまでの回答のほかに、食材や栄養素に偏りが出ないような工夫があればご記入ください。

|  |
| --- |
|  |

設問は以上です。

○しょうがいを持つ方の従事人数については、以下に該当する方を算定してください。

参考資料

障害者の雇用の促進等に関する法律

発令 ：昭和35年7月25日法律第123号

最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号

（用語の意義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　障害者　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。第六号において同じ。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。

二　身体障害者　障害者のうち、身体障害がある者であつて別表に掲げる障害があるものをいう。

三　重度身体障害者　身体障害者のうち、身体障害の程度が重い者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

四　知的障害者　障害者のうち、知的障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

五　重度知的障害者　知的障害者のうち、知的障害の程度が重い者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

六　精神障害者　障害者のうち、精神障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

七　職業リハビリテーション　障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介その他この法律に定める措置を講じ、その職業生活における自立を図ることをいう。

別表　障害の範囲（第二条、第四十八条関係）

|  |
| --- |
| 一　次に掲げる視覚障害で永続するものイ　両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異状がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のものロ　一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のものハ　両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のものニ　両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの二　次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するものイ　両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のものロ　一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のものハ　両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のものニ　平衡機能の著しい障害三　次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害イ　音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失ロ　音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの四　次に掲げる肢体不自由イ　一上肢　一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの |
| ロ　一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くものハ　一下肢をリスフラン関節以上で欠くものニ　一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するものホ　両下肢のすべての指を欠くものヘ　イからホまでに掲げるもののほか、その程度がイからホまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害五　心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの |

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則

発令 ：昭和51年9月30日号外労働省令第38号

最終改正：令和3年10月19日厚生労働省令第173号

第一章　総則

（重度身体障害者）

第一条　障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三号の厚生労働省令で定める身体障害の程度が重い者は、別表第一に掲げる身体障害がある者とする。

（知的障害者）

第一条の二　法第二条第四号の厚生労働省令で定める知的障害がある者（以下「知的障害者」という。）は、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第十九条の障害者職業センター（次条及び第四条の十五第二号において「知的障害者判定機関」という。）により知的障害があると判定された者とする。

（重度知的障害者）

第一条の三　法第二条第五号の厚生労働省令で定める知的障害の程度が重い者は、知的障害者判定機関により知的障害の程度が重いと判定された者とする。

（精神障害者）

第一条の四　法第二条第六号の厚生労働省令で定める精神障害がある者（以下「精神障害者」という。）は、次に掲げる者であつて、症状が安定し、就労が可能な状態にあるものとする。

一　精神保健福祉法第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

二　統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）又はてんかんにかかつている者（前号に掲げる者に該当する者を除く。）別表第一（第一条、第二十条の二、第二十条の二の四、第二十条の四関係）

別表第一（第一条、第二十条の二、第二十条の二の四、第二十条の四関係）

|  |
| --- |
| 一　次に掲げる視覚障害で永続するものイ　両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力によつて測つたものをいう。）の和が〇・〇四以下のものロ　両眼の視野がそれぞれ一〇度以内で、かつ、両眼による視野についての視能率による損失率が九五パーセント以上のもの二　次に掲げる聴覚の障害で永続するもの両耳の聴力レベルがそれぞれ一〇〇デシベル以上のもの三　次に掲げる肢体不自由イ　両上肢の機能の著しい障害で永続するものロ　両上肢のすべての指を欠くものハ　一上肢を上腕の二分の一以上で欠くものニ　一上肢の機能を全廃したものホ　両下肢の機能の著しい障害で永続するものへ　両下肢を下腿（たい）の二分の一以上で欠くものト　体幹の機能の障害で永続するものにより坐位又は起立位を保つことが困難なものチ　体幹の機能の障害で永続するものにより立ち上がることが困難なものリ　乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢の機能の障害で、不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるものヌ　乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能の障害で、不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの四　心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害で、永続し、かつ、自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害で、永続し、かつ、日常生活が極度に制限されるもの又は肝臓の機能の障害で、永続し、かつ、日常生活活動が極度に制限されるもの五　前各号に掲げるもののほか、その程度が前各号に掲げる身体障害の程度以上であると認められる身体障害 |